

一般財団法人鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、勤労者（含事業主）に対する福利厚生事業を行う一般財団法人鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンター（以下「サービスセンター」という。）が行う次の各号に掲げる事業に要する経費を補助することにより、中小企業における勤労者の福祉の増進に資することを目的とする。

- (1) サービスセンターの管理に関する事業
- (2) サービスセンターが実施する健康の維持増進事業
- (3) その他サービスセンターが中小企業における勤労者の福祉の増進に資するために実施する事業

(補助対象経費)

第3条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条各号に掲げる事業に要する経費のうち人件費、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、その他市長が特に必要と認めた経費とする。ただし、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 交際費（慶弔費を含む。）
- (2) 飲食費、懇親会費
- (3) 積立金、出資金、貸付金、寄附金
- (4) 前3号に掲げるもののほか、サービスセンターが実施する事業に要する経費として市長が不適當であると認める経費

(補助金の算定等)

第4条 本補助金の額は、補助対象経費（会費収入、事業収入等の特定財源を除く）の10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第5条 本補助金の交付申請は、事業計画書、収支予算書、補助金配分計画書及び消費税等の取扱いを記載したものを添付し、毎年4月3日までに行わなければならない。

2 サービスセンターは、前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る仕入控

除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、当該者が免税事業者、簡易課税事業者若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、この限りでない。

- 3 市長は、前項ただし書の規定による申請を受けたときは、前項本文の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（交付時期）

第6条 本補助金は、サービスセンター事業が円滑に行われるよう補助金配分計画書に基づいて交付する。

（実績報告）

第7条 規則第12条に定める実績報告は、事業報告書及び収支決算書によるものとし、補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月20日までに提出しなければならない。

- 2 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額確定に伴う補助金の返還）

第8条 補助事業者は、実績報告後に、消費税及び地方消費税の申告により仕入控除税額が確定した場合には、別記様式により速やかに市長に報告しなければならない。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額を超える場合は、当該交付決定控除税額）を超えるときは、市長の返還命令を受けて、当該超える額に対応する額を市に返還するものとする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成13年4月23日から施行し、平成13年度の補助金から適用する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の失効前に、この要綱の規定に基づき交付決定を受けたものについては、なお従前の例による

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月25日から施行し、平成15年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の一般財団法人鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。